

農業経営基盤強化促進基本構想（案）

令和〇年〇月

佐 呂 間 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1.	佐呂間町の農業の概況	1
2.	佐呂間町農業の現状と課題	1
3.	農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	2
4.	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第2	効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	23
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	25
1.	農業を担う者の確保及び育成の考え方	25
2.	本町が主体的に行う取組	25
3.	関係機関との連携・役割分担の考え方	25
4.	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	26
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	26
1.	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	26
2.	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	26
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	27
1.	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	27
2.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	27
3.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	30
4.	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	31
5.	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	31
第7	その他	31

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 佐呂間町の農業の概況

佐呂間町は、北海道東部、オホーツク管内のほぼ中央に位置し、北海道で一番大きい湖「サロマ湖」を有し、東西に31.32km、南北に18.18kmと狭長、総面積404.94km²で、うち70.6%が山林、原野、湖で占められ、耕地は佐呂間別川流域を除き、殆どが傾斜地に切り開かれている。

気候は、湖沿岸を除き気温差の激しい内陸性を示し、夏は35℃を超え、冬は-20℃を下回る年間気温差があり、昼夜の寒暖の差も厳しく、加えて全国有数の日照時間の多い地域です。

地質は大きく2つに区分され、佐呂間別川沿の平坦面とその両側に発達する山地とに分かれ、土壌は湖・海などの作用で運搬堆積、扇状堆土、崩石土等からなり、堆積時代より沖積土（養分含量の多い肥沃地で主として低地帯）、洪積土（大部分が高台地で重粘緊密、瘠薄地で酸性が強い）又一部には、泥炭土が存在する。

農業は、田畑中心から大冷害を契機に寒冷地農業基盤を確立するため、酪農・肉用牛・畑作経営への転換を進め、現在は酪農を中心に麦作を取り入れた複合経営を推奨し、畑作では麦類、てん菜、大豆、かぼちゃを基幹とし、酪農とともに生産性の高い農業が展開されている。

2. 佐呂間町農業の現状と課題

本町の1戸当たりの経営耕地面積は、令和2年は49.0haであったが令和7年は57.0haと経営規模は年々拡大傾向にある。しかし、拡大の要因は農家戸数の減少であり、令和2年から令和7年までの5年間で26戸減少し、令和7年は105戸となっている。後継者不足により農家戸数はさらに減少することが見込まれ、労働力においても高齢化による労働力不足が課題となっている。

農畜産物を巡る情勢では、TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定など輸入農産物の増加に伴う価格の低迷や生産資材の高騰、さらに不安定な国際情勢を要因とした物価高騰による消費低迷など、農業経営を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような状況の中、本町の農業が地域社会や地域経済の基盤として持続的に発展していくためには、国が掲げる「地域の活力創造プラン」や北海道が策定した「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」、佐呂間町の「農業振興条例」を基本とし、各種施策を積極的に展開することが重要である。

(1) 地域営農支援システムづくり

労働力不足の解消やゆとりある農業経営、また生産性の向上を図るため、酪農ヘルパーやコントラクター事業、乳牛哺育育成センターやTMRセンターなど、地域営農支援システムの充実に取り組んでいる。またスマート農業の導入により、労働力・生産コストの低減、農産物の安定生産、品質の向上が図られている。今後も更なる充実と積極的な活用に努めることにより、地域農業の活性化を図ることが重要である。

(2) 担い手の確保、後継者の育成

後継者不足による担い手の減少と高齢化による労働者不足により、生産体制の弱体化や農村活力の低下が懸念されているが、経営規模が拡大する中、高い技術と優れた経営管理能力

をもつ農業者の育成・確保が強く求められている。

このためには、農家子弟の農家への就労を促すばかりでなく、農業以外から農業に意欲のある人材の就農を促すことが必要であることから、関係機関と連携し新規就農者誘致に取り組む必要がある。

(3) 生産基盤の整備

生産基盤整備は、国営・道営・団体営の各種補助事業を活用し、農地造成、区画整理、客土、暗渠排水、農道、明渠排水や圃場整備等を進めてきたが、離農が進み経営規模が拡大する中、遊休化を防ぐためにも担い手への円滑な農地集積を図る必要がある。

また、計画的な土壌改良資材や有機物の施用、土壌診断による適正な施肥管理により地力増進を図る必要がある。

(4) 環境対策

家畜糞尿の適正処理と耕畜連携による有効利用により、環境と調和した持続的な農業生産を推進していく必要がある。

3. 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

本町の農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、**農業経営体**が経営体質と生産基盤の強化を図り、生産額の増加と生産コストの縮減による農業所得の増大、また農業経営体を支える営農支援組織などによる効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とすべき所得水準及び労働時間

農業が職業として**選択し得る魅力とやりがい**あるものとするため、主たる従事者が他産業従事者と遜色のない**生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保するとともに、他産業従業者並みの年間労働時間の水準を達成し得る**効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね 520万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度

※「主たる従事者」とは、農業経営において主体的な役割を担うものであり、業務内容や経営への関与状況等を踏まえ、耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有することが明らかな者（家族経営においては代表者等、法人経営においては経営者や役員）のこと

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とすべき所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

① 認定農業者制度の活用

認定農業者制度の活用による効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体と連携した農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための家族経営協定等に基づく夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やスマート農業技術の導入推進、経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を推進する。

② 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進するとともに、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

なお、令和17年度(2035年度)における農業法人数を5,600経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の令和17年度における農業法人数の目標数を15経営体(令和8年4月現在:11経営体)とする。

③ 新規就農者の育成・確保

本町の農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があることから、学生と農業者との交流や若者の視点に立ったUターン就農対策などの新規就農への関心を高める取組や農業担い手育成センターによる就農に向けた情報提供・相談活動、親子間や第三者への円滑な経営継承に向けた取組などを推進する。

また、営農に必要となる資金の確保や技術の習得のほか、指導農業士や関係機関など地域が一体となって新規就農者をサポートする取組を推進する。

④ 経営感覚を備えた農業経営者の育成

農業大学校による研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、青年農業者のネットワーク活動支援など、農業経営者としての資質向上に向けた取組を推進する。

また、農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保が期待できることから、法人経営の経営者となる人材の育成・確保を推進する。

⑤ 労働力不足への対応

農業従事者の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、地域の潜在的な人材や外国人材などの多様な人材の確保により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

⑥女性農業者が活躍できる環境づくり

農業経営における女性参画の促進に向けて、家族経営協定の締結や認定農業者の夫婦共同申請、技術や経営など女性農業者の資質向上を図るとともに、女性農業者のネットワーク活動の強化や男女を問わず女性の活躍に向けた意識啓発を行うなど、女性農業者が能力を発揮できる環境づくりを進める。

また、地域をリードする女性農業者があらゆる活動に参画することができる環境づくりを推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画」実現に向けて、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援組織の育成・確保

生産性の向上や労働負担の軽減など、地域で経営体を支える営農支援組織の育成・強化と安定的な運営を図るため、スマート農業技術の導入による作業の効率化やオペレーターなどの人材確保に向けた取組を推進する。

4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町における新規就農者は令和7年以降5人であるが、継続的に確保が見込めないことから、酪農・畑作の専門化を推進し、維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

①確保・育成すべき人数の目標

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引き上げるという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間480人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間4人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2増加させる。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年度における所得水準及び労働時間は、本町の主たる従事者が、他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,700～2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標農業所得、主たる従事者1人あたり年間概ね520万円）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者
にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね
5割の260万円の達成を目標とする。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
① 畑作・野菜 40haタイプ	<作付面積> 秋まき小麦 = 12.0 ha 春まき小麦 = 10.0 ha てんさい（直播） = 7.0 ha 大豆 = 9.0 ha かぼちゃ = 2.0 ha <経営面積> 40.0 ha	<個人所有機械> トラクター フロントローダー トラック フォークリフト ビートハーベスター ビートタッパー グレンドリル プランター ブロードキャスター ライムソワー スプレーヤー リバーシブルプラウ サブソイラー アップカットローダー ハイパーローダー スプリングハロー カルチベーター 鎮圧ローラー ホイルローダー	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援システムによる雇用確保に努める。 ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・農作業の共同化による作業時間の短縮を図る。 ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・コンピュータ利用による経営管理を行う。 ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類	作付面積 (ha)	単位収量 (kg/10a)	生産量 (kg)
秋まき小麦	12.0	660.0	79,200
春まき小麦	10.0	360.0	36,000
てんさい（直播）	7.0	4,800.0	336,000
大豆	9.0	275.0	24,750
かぼちゃ	2.0	1,800.0	36,000
経営面積	40.0	うち借地 9.0ha	

農業所得

分類	面積 (ha)	販売金額 (千円)	個別所得補償	経営費 (千円)	所得 (千円)
秋まき小麦	12.0	3,208	11,845	6,760	8,293
春まき小麦	10.0	1,583	4,300	5,562	321
てんさい（直播）	7.0	3,528	3,393	3,495	3,426
大豆	9.0	3,762	2,028	4,006	1,784
かぼちゃ	2.0	1,864		1,800	64
共通経費				1,807	▲ 1,807
合計	40.0	13,945	21,566	23,430	12,081

農業所得率 34.0 %

家族労働者数	2	人
雇用労働者数	のべ 66	人

労働時間	家族労働時間	2,160 hr	1人当たり	1,080 hr
	雇用労働時間	525 hr		

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
② 畑作・野菜 60haタイプ	<作付面積> 秋まき小麦 = 20.0 ha 春まき小麦 = 15.0 ha てんさい(直播) = 10.0 ha 大豆 = 10.0 ha かぼちゃ = 2.0 ha 休閑緑肥 = 3.0 ha <経営面積> 60.0 ha	<個人所有機械> トラクター フロントローダー トラック フォークリフト ビートハーベスター ビートタッパー グレンドリル プランター ブロードキャスター ライムソワー スプレーヤー リバーシブルプラウ サブソイラー アップカットローダー ハイパーローダー スプリングハロー カルチベーター 鎮圧ローラー ホイルローダー	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援システムによる雇用確保に努める。 ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・農作業の共同化による作業時間の短縮を図る。 ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・コンピュータ利用による経営管理を行う。 ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類	作付面積 (ha)	単位収量 (kg/10a)	生産量 (kg)
秋まき小麦	20.0	660.0	132,000
春まき小麦	15.0	360.0	54,000
てんさい(直播)	10.0	4,800.0	480,000
大豆	10.0	275.0	27,500
かぼちゃ	2.0	1,800.0	36,000
休閑緑肥	3.0	0.0	0
経営面積	60.0	うち借地 25.0ha	

農業所得

分類	面積 (ha)	販売金額 (千円)	個別所得補償	経営費 (千円)	所得 (千円)
秋まき小麦	20.0	5,346	12,890	12,034	6,202
春まき小麦	15.0	2,377	12,410	9,453	5,334
てんさい(直播)	10.0	5,040	3,432	5,130	3,342
大豆	10.0	4,180	4,182	4,518	3,844
かぼちゃ	2.0	1,865	0	1,800	65
休閑緑肥	3.0			275	▲ 275
共通経費				2,730	▲ 2,730
合計	60.0	18,808	32,914	35,940	15,782

農業所得率 30.5 %

家族労働者数	2	人
雇用労働者数	のべ 78	人

労働時間	家族労働時間	2,470 hr	1人当たり	1,235 hr
	雇用労働時間	622 hr		

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
③ 畑作・野菜 100haタイプ 【法人】	<作付面積> 秋まき小麦 = 40.0 ha 春まき小麦 = 20.0 ha てんさい(直播) = 10.0 ha 大豆 = 20.0 ha かぼちゃ = 5.0 ha 休閒緑肥 = 5.0 ha <経営面積> 100.0 ha	<個人所有機械> トラクター フロントローダー トラック プラウ ロータリーハロー カルチベーター スプレヤー サブソイラー マニアスプレッター ブロードキャスター グレンドリル 総合施肥は種機 マルチャー ビートタッパー ビートハーベスター カマボコ培土機 ストローチョッパー マルチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援システムによる雇用確保に努める。 ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・市場動向に即した計画的作付 ・露地、施設野菜の組み合わせによる労働力と出荷時期の調整 ・社会保険の加入と定期的休暇による労働条件の整備 ・構成員間のコミュニケーションをはかり、責任分野の明確化に努める。 ・コンピューター利用による経営管理を行う。

生産状況

分類	作付面積 (ha)	単位収量 (kg/10a)	生産量 (kg)
秋まき小麦	40.0	660.0	264,000
春まき小麦	20.0	360.0	72,000
てんさい(直播)	10.0	4,800.0	480,000
大豆	20.0	275.0	55,000
かぼちゃ	5.0	1,800.0	90,000
休閒緑肥	5.0	0.0	0
経営面積	100.0	うち借地 40.5ha	

農業所得

分類	面積 (ha)	販売金額 (千円)	個別所得補償	経営費 (千円)	所得 (千円)
秋まき小麦	40.0	10,693	25,781	24,069	12,405
春まき小麦	20.0	3,168	16,546	12,604	7,110
てんさい(直播)	10.0	5,040	3,432	5,130	3,342
大豆	20.0	8,360	8,364	9,036	7,688
かぼちゃ	5.0	4,661	0	4,500	161
休閒緑肥	5.0	0	0	458	▲ 458
共通経費				4,864	▲ 4,864
合計	100.0	31,922	54,123	60,661	25,384

農業所得率 29.5 %

構成員数	6	人
雇用労働者数	のべ 92	人

労働時間	構成員労働時間	7,116 hr	1人当たり	1,186 hr
	雇用労働時間	239 hr		

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
④ 酪農経営 40頭タイプ つなぎ	<飼養頭数> 経産牛 40 頭 育成牛 33 頭 経産牛 1 頭当 乳量 9,500 kg <作付面積> 採草地 = 12.3 ha 飼料用とうもろこし = 11.0 ha <経営面積> 23.3 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクター 80PS 59KW~ 乗用型トラクター 100PS 74KW~ 農用トラック フロントローダー マニユアスプレッダー ブロードキャスター トラクター 牛舎管理用 モーアコンディショナー テッター 細断式ロールベアラ <資本装備・建設施設> 成牛舎 育成舎 機械庫 カーフハッチ 乾乳舎 屋根掛け(堆肥舎) 牛舎付設堆肥舎 尿溜 バルククーラー パイプライン バンクリーナー 給餌車 パソコン ロールカッター	<ul style="list-style-type: none"> ・複合経営による所得の向上を図る ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・パソコンによる経営計画、圃場、家畜管理を行う。 ・牧草収穫作業は4戸共同 ・家族労働力 → 主従事者 2人、補助従事者 1人 ・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保に努める ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	生産量(kg)
経産牛	牝	40	9,500	380,000
育成牛	牝	33		
頭数計		73		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	12.3	3,278	403,194
飼料用とうもろこし	11.0	5,037	554,070
経営面積	23.3	うち借地 4.7 ha	

農業所得

分類	単位	生産高(千円)	経営費(千円)	所得(千円)
生乳	40 頭	39,140	33,562	5,578
個体販売		4,490		4,490
管理部門				0
共通経費				0
合計		43,630	33,562	10,068

農業所得率 23.1 %

家族労働者数	2 人
雇用労働者数	1 人

労働時間	家族労働時間	3,000 hr	1人当たり
	雇用労働時間	192 hr	1,500 hr

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
⑤ 酪農経営 60頭タイプ つなぎ コントラ利用	<飼養頭数> 経産牛 60 頭 育成牛 48 頭 経産牛 1 頭当 乳量 9,500 kg <作付面積> 採草地 = 18.1 ha 飼料用とうもろこし = 16.0 ha <経営面積> 34.1 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクター 80PS 59KW~ 乗用型トラクター 100PS 74KW~ 農用トラック フロントローダー マニユアスプレッダー ブロードキャスター トラクター 牛舎管理用 真空播種機 ミキサーフィーダ モーアコンディショナー テッター 細断式ロールペーラ <資本装備・建設施設> 成牛舎 育成舎 機械庫 カーフハッチ 乾乳舎 屋根掛け(堆肥舎) 牛舎付設堆肥舎 尿溜 バルククーラー バイブライン バンクリーナー 給餌車 パソコン ロールカッター	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・サイレージ用とうもろこしの収穫機械は、4戸共同利用とし経費の削減に努める。 ・パソコンによる経営計画、圃場、家畜管理を行う。 ・草地更新は外部委託とする ・育成牛は公共牧場に預託する ・家族労働力 → 主従事者 2人、雇用 2人 ・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保に努める ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	生産量(kg)
経産牛	牝	60	9,500	570,000
育成牛	牝	48		
頭数計		108		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	18.1	3,278	593,318
飼料用とうもろこし	16.0	5,037	805,920
経営面積	34.1	うち借地	6.8 ha

農業所得

分類	単位	生産高(千円)	経営費(千円)	所得(千円)
生乳	60 頭	58,710	52,565	6,145
個体販売		6,810		6,810
管理部門				0
共通経費				0
合計		65,520	52,565	12,955

農業所得率 19.8 %

家族労働者数	2 人
雇用労働者数	2 人

労働時間	家族労働時間	4,000 hr	1人当たり
	雇用労働時間	1,447 hr	2,000 hr

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
⑥ 酪農経営 65頭タイプ つなぎ TMR利用	<飼養頭数> 経産牛 65 頭 育成牛 51 頭 経産牛 1 頭当 乳量 9,500 kg <作付面積> 採草地 = 19.6 ha 飼料用とうもろこし = 32.3 ha <経営面積> 51.9 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクター 80PS 59KW~ 乗用型トラクター 100PS 74KW~ フロントローダー トラクター 牛舎管理用 <資本装備・建設施設> 成牛舎 育成舎 機械庫 カーフハッチ 乾乳舎 屋根掛け(堆肥舎) 牛舎付設堆肥舎 尿溜 バルククーラー バイブライン バンクリーナー 給餌車 パソコン ロールカッター	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・サイレージ用とうもろこしの収穫機械は、4戸共同利用とし経費の削減に努める。 ・パソコンによる経営計画、圃場、家畜管理を行う。 ・草地更新は外部委託とする ・育成牛は公共牧場に預託する ・家族労働力 → 主従事者 2人、雇用 1人 ・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保に努める ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	生産量(kg)
経産牛	杣	65	9,500	617,500
育成牛	杣	51		
頭数計		116		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	19.6	3,278	642,488
飼料用とうもろこし	32.3	5,037	1,626,951
経営面積	51.9	うち借地 10.4 ha	

農業所得

分類	単位	生産高(千円)	経営費(千円)	所得(千円)
生乳	65 頭	63,602	57,290	6,312
個体販売		7,330		7,330
管理部門				0
共通経費				0
合計		70,932	57,290	13,642

農業所得率 19.2 %

家族労働者数	2 人
雇用労働者数	1 人

労働時間	家族労働時間	4,000 hr	1人当たり
	雇用労働時間	192 hr	2,000 hr

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
⑦ 酪農経営 タイストル 80頭タイプ コントラ利用 育成預託	<飼養頭数> 経産牛 80 頭 育成牛 63 頭 経産牛 1 頭当 乳量 9,500 kg <作付面積> 採草地 = 24.9 ha 飼料用とうもろこし = 21.9 ha <経営面積> 46.8 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクター 80PS 59KW~ 乗用型トラクター 100PS 74KW~ 農用トラック フロントローダー マニユアスプレッダー ブロードキャスター トラクター 牛舎管理用 ミキサーフィーダー モーアコンディショナー テッター 細断式ロールペーラ <資本装備・建設施設> 成牛舎 育成舎 機械庫 カーフハッチ 乾乳舎 屋根掛け(堆肥舎) 牛舎付設堆肥舎 尿溜 バルククーラー パイプライン バンクリーナー 給餌車 パソコン ロールカッター	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・サイレージ用とうもろこしの収穫機械は、4戸共同利用とし経費の削減に努める。 ・パソコンによる経営計画、圃場、家畜管理を行う。 ・草地更新は外部委託とする ・育成牛は公共牧場に預託する ・家族労働力 → 主従事者 3人、補助事業者 1人 ・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保に努める ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る ・自動給餌機導入による労働力の軽減を図る

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	生産量(kg)
経産牛	牝	80	9,500	760,000
育成牛	牝	63		
頭数計		143		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	24.9	3,278	816,222
飼料用とうもろこし	21.9	5,037	1,103,103
経営面積	46.8	うち借地	9.4 ha

農業所得

分類	単位	生産高(千円)	経営費(千円)	所得(千円)
生乳	80 頭	78,280	62,495	15,785
個体販売		8,750		8,750
管理部門				0
共通経費				0
合計		87,030	62,495	24,535

農業所得率 28.2 %

家族労働者数	3 人
雇用労働者数	1 人

労働時間	家族労働時間	4,800 hr	1人当たり
	雇用労働時間	192 hr	1,600 hr

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
⑧ 酪農経営 リーストル 100頭タイプ コントラ利用 育成預託 TMR利用	<飼養頭数> 経産牛 100 頭 育成牛 52 頭 経産牛 1 頭当 乳量 9,500 kg <作付面積> 採草地 = 25.2 ha 飼料用とうもろこし = 30.5 ha <経営面積> 55.7 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクター 80PS 59KW~ 乗用型トラクター 100PS 74KW~ 農用トラック フロントローダー マニユアスプレッダー ブロードキャスター トラクター 牛舎管理用 ミキサーフィーダー モーアコンディショナー テッター 細断式ロールペーラ <資本装備・建設施設> 成牛舎 ミルキングパーラー 機械庫 カーフハッチ 飼料庫 育成舎 乾乳舎 スラリーストア 曝気槽	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営計画、労務、財務、家畜管理を行う。 ・育成牛は公共牧場に預託する ・家族労働力 → 主従事者 3人、年間雇用 2人 ・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保に努める ・青色申告の実施 ・複式簿記帳による経営と家計との分離を図る ・TMRセンター利用による労働力の軽減を図る

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	生産量(kg)
経産牛	牝	100	9,500	950,000
育成牛	牝	52		
頭数計		152		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	25.2	3,278	826,056
飼料用とうもろこし	30.5	5,037	1,536,285
経営面積	55.7	うち借地 11.1 ha	

農業所得

分類	単位	生産高(千円)	経営費(千円)	所得(千円)
生乳	100 頭	97,850	90,399	7,451
個体販売		8,630		8,630
管理部門				0
共通経費				0
合計		106,480	90,399	16,081

農業所得率 15.2 %

家族労働者数	3 人
雇用労働者数	2 人

労働時間	家族労働時間	5,000 hr	1人当たり
	雇用労働時間	992 hr	1,667 hr

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
⑨ 酪農経営 71-ストール 200頭タイプ コントラ利用 育成預託	<飼養頭数> 経産牛 200 頭 育成牛 103 頭 経産牛 1 頭当 乳量 9,500 kg <作付面積> 採草地 = 121.5 ha 飼料用とうもろこし = 42.9 ha <経営面積> 164.4 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクター 80PS 59KW~ 乗用型トラクター 100PS 74KW~ 農用トラック フロントローダー マニユアスプレッダー ブロードキャスター トラクター 牛舎管理用 ミキサーフィーダー モーアコンディショナー テッター 細断式ロールペーラ <資本装備・建設施設> 成牛舎 ミルキングパーラー パドック 機械庫 カーフハッチ 飼料庫 哺育舎 乾草舎 スラリーストア 曝気槽 バルククーラー スキットローダー ホイールローダー TMRミキサー スラリーポンプ スラリータンカー パソコン 餌寄せロボット バンクリーナー 哺乳ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営計画、労務、財務、家畜管理を行う。 ・育成牛は公共牧場に預託する ・労働力 → 主従事者 3人、年間雇用 2人 ・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保に努める。 ・青色申告の実施

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	生産量(kg)
経産牛	牝	200	9,500	1,900,000
育成牛	牝	103		
頭数計		303		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	121.5	3,278	3,982,770
飼料用とうもろこし	42.9	5,037	2,160,873
経営面積	164.4	うち借地 32.9 ha	

農業所得

分類	単位	生産高(千円)	経営費(千円)	所得(千円)
生乳	200 頭	195,700	190,615	5,085
個体販売		25,410		25,410
管理部門				0
共通経費				0
合計		221,110	190,615	30,495

農業所得率 13.8 %

家族労働者数	3 人
雇用労働者数	2 人

労働時間	家族労働時間	7,200 hr	1人当たり
	雇用労働時間	2,592 hr	2,400 hr

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
⑩ 酪農経営 フルタイム 300頭タイプ 【法人】 コントラ利用 育成預託	<飼養頭数> 経産牛 300 頭 育成牛 155 頭 経産牛 1 頭当 乳量 9,500 kg <作付面積> 採草地 = 126.7 ha 飼料用とうもろこし = 61.5 ha <経営面積> 188.2 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクター 100PS 74KW~ 農用トラック フロントローダー マニュアルプレッダー ブロードキャスター 3000 ^{リットル} スピナー・けん引式 ブロードキャスター 1200 ^{リットル} スピナー・直装式 真空播種機 ミキサーフィーダー モーアコンディショナー テッター 細断式ロールペーラ <資本装備・建設施設> 成牛舎 乾乳舎 機械庫 カーフハッチ 乾草舎 哺育舎 スラリーストア 曝気槽 バルククーラー 搾乳ロボット2ユニット スキットローダー ホイールローダー TMRミキサー スラリーポンプ スラリータンカー パソコン 餌寄せロボット パンクリーナー 哺乳ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営計画、労務、財務、家畜管理を行う。 ・育成牛は公共牧場に預託する ・家族労働力主従事者 2人、年間雇用 3人 ・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保に努める ・青色申告の実施

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	生産量(kg)
経産牛	牝	300	9,500	2,850,000
育成牛	牝	155		
頭数計		455		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	126.7	3,278	4,153,226
飼料用とうもろこし	61.5	5,037	3,097,755
経営面積	188.2	うち借地 37.6 ha	

農業所得

分類	単位	生産高(千円)	経営費(千円)	所得(千円)
生乳	300 頭	293,550	247,074	46,476
個体販売		26,990		26,990
管理部門				0
共通経費				0
合計		320,540	247,074	73,466

農業所得率 22.9 %

家族労働者数	2 人
雇用労働者数	3 人

労働時間	家族労働時間	4,000 hr	1人当たり
	雇用労働時間	4,692 hr	2,000 hr

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
① 肉豚 2,000頭 出荷タイプ	<出荷頭数> 肉豚 2,000 頭 <作付面積> <経営面積> 0.0 ha	<資本装備・機械装置> トラクター トラクター (施設設備) 畜舎 堆肥舎 尿溜 自動給餌機 高圧洗浄機 自動噴霧装置 換気扇 暖房機	<ul style="list-style-type: none"> ・省力的飼養管理技術と肥育技術の高度化を図る ・ワクチン投与や消毒など、衛生プログラムにより事故率低減（子豚育成率94%、子豚期事故率2%） ・コンピューター活用による農業簿記記帳により、経営と家計の分離を図り経営管理に努める ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	生産量(t)
肉豚		1,991	72	143.4
母豚		87		0.0
雄豚		1		0.0
頭数計		1,991		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(t)
経営面積	0.0	うち借地 0ha	

農業所得

	面積	生産高(千円)	経営費(千円)	所得
肉豚		79,042	63,878	15,164
				0
				0
共通経費				0
合計		79,042	63,878	15,164

肉豚	母豚・雄豚
単価(円)	単価(円)
490	100,000

農業所得率 19.2 %

家族労働者数 2 人

労働時間 2,950 hr 1人当たり 1,475 hr

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
⑫ 和牛繁殖 30頭タイプ	<飼養頭数> 繁殖雌 30 頭 育成牛 25 頭 <作付面積> 採草地 = 16.9 ha <経営面積> 16.9 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクター 80PS 59KW～ 農用トラック モーアコンディショナー テッター ヘイレーキ ロールペーラー ベールラッパー ベールグリッパー ブロードキャスター フロントローダー マニユアスプレッダー 尿散布機 <資本装備・建設施設> 乾乳牛舎 分娩牛舎 自然ほ乳牛舎 育成舎 運動スタンション 堆肥舎(旧) 堆肥貯蔵 機械庫 飼料庫	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・採草の収穫機械は、4戸共同利用とし経費の削減に努める。 ・パソコンによる経営計画、圃場、家畜管理を行う。 ・草地更新は外部委託とする ・家族労働力 → 主従事者 2人 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	出荷頭数(頭)
繁殖和牛	和	30	1	22
育成牛		25		
頭数計		55		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	16.9	3,278	553,982
			0
経営面積	16.9	うち借地	0.0 ha

農業所得

	頭数	生産高(千円)	経営費(千円)	所得	単価(円)
飼養部門				0	
飼料部門				0	
個体販売雄	14	7,000	6,872	128	500,000
個体販売雌	8	3,216		3,216	402,000
管理部門				0	
共通経費			0	0	
合計	22	10,216	6,872	3,344	

農業所得率 32.7 %

家族労働者数	2 人
雇用労働者数	0 人

家族労働時間	2,292 hr	1人当たり	1,146 hr
雇用労働時間	0 hr		

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
⑬ 和牛繁殖 150頭タイプ	<飼養頭数> 繁殖雌 150 頭 育成牛 127 頭 <作付面積> 採草地 = 84.3 ha <経営面積> 84.3 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクター 農用トラック ベールグリッパー ブロードキャスター フロントローダー スキットローダー 除雪機 ホイールローダー <資本装備・建設施設> 乾乳牛舎 分娩牛舎 自然ほ乳牛舎 育成舎 運動スタンション 堆肥舎(旧) 堆肥貯蔵 機械庫 飼料庫	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・採草の収穫機械は、4戸共同利用とし経費の削減に努める。 ・パソコンによる経営計画、圃場、家畜管理を行う。 ・草地更新は外部委託とする ・家族労働力 → 主従事者 2人、補助従事者 2人 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	出荷頭数(頭)
繁殖和牛	和	150	1	114
育成牛		127		
頭数計		277		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	84.3	3,278	2,763,354
			0
経営面積	84.3	うち借地	0.0 ha

農業所得

	頭数	生産高(千円)	経営費(千円)	所得	単価(円)
飼養部門				0	
飼料部門				0	
個体販売雄	70	35,000	37,213	-2,213	500,000
個体販売雌	44	17,688		17,688	402,000
管理部門				0	
共通経費			0	0	
合計		52,688	37,213	15,475	

農業所得率	29.4 %
-------	--------

家族労働者数	2 人
雇用労働者数	2 人

家族労働時間	2,724 hr	1人当たり	1,362 hr
雇用労働時間	1,637 hr		

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
⑭ 乳用種等 肥育 400頭タイプ	<飼養頭数> 肥育牛 400 頭 <作付面積> 採草地 = 38.9 ha 飼料用とうもろこし = 12.2 ha <経営面積> 51.1 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクタ 114PS 81KW~ 乗用型トラクタ 135PS 96KW~ 農用トラック 4tダンプ ベールグリッパー ブロードキャスター スピードプレーヤー 細断式ロールペーラ フロントローダー 110PS 81KW用 フロントローダー 130PS 96KW用 自動哺乳システム ミキサーフィーダ スキットローダ 除雪機 家畜運搬車 ホイールローダ 堆肥攪拌機 <資本装備・建設施設> 肥育舎 堆肥舎(旧) 堆肥貯蔵 機械庫 飼料庫 バンカーサイロ	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・採草の収穫機械は、4戸共同利用とし経費の削減に努める。 ・パソコンによる経営計画、圃場、家畜管理を行う。 ・草地更新は外部委託とする ・家族労働力 → 主従事者 2人、補助従事者 1人 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	出荷頭数(頭)
繁殖和牛				
肥育牛	ホル	400		
育成牛				
頭数計		400		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	38.9	3,278	1,275,142
飼料用とうもろこし	12.2	5,037	614,514
経営面積	51.1	うち借地	0.0 ha

農業所得

分類	頭数	生産高(千円)	経営費(千円)	所得	単価(円)
飼養部門				0	
飼料部門				0	
ホル肥育	396	120,735	117,602	3,133	304,888
ホル副産物	396	6,951		6,951	17,552
管理部門				0	
共通経費			0	0	
合計		127,686	117,602	10,084	

農業所得率	7.90 %
-------	--------

家族労働者数	2人
雇用労働者数	1人

家族労働時間	3,570 hr	1人当たり	1,785 hr
雇用労働時間	1,770 hr		

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
⑮ 交雑種育成 【法人】 4000頭タイプ	<飼養頭数> 育成牛 4,000 頭 <作付面積> 採草地 = 136.2 ha <経営面積> 136.2 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクター 114PS 81KW~ 乗用型トラクター 135PS 96KW~ 農用トラック ベールグリッパー ブロードキャスター スピードプレーヤー 細断式ロールペーラ フロントローダー 110PS 81KW用 フロントローダー 130PS 96KW用 ミキサーフィーダー スキットローダー 除雪機 家畜運搬車 ホイールローダー 堆肥攪拌機 <資本装備・建設施設> 育成舎 堆肥舎 機械庫 飼料庫	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・採草の収穫機械は、4戸共同利用とし経費の削減に努める。 ・パソコンによる経営計画、圃場、家畜管理を行う。 ・草地更新は外部委託とする ・家族労働力 → 主従事者 2人、補助従事者 5人 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	出荷頭数(頭)
繁殖和牛				
肥育牛				
育成牛	交雑	4,000	1	3,920
頭数計		4,000		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	136.2	3,278	4,464,636
			0
経営面積	136.2	うち借地	0.0 ha

農業所得

分類	頭数等	生産高(千円)	経営費(千円)	所得	単価(円)
飼養部門				0	
飼料部門				0	
交雑肥育	3,920	1,489,600	1,174,425	315,175	380,000
交雑副産物①	13,763	13,171		13,171	957
交雑副産物②		0		0	
共通経費			0	0	
合計		1,502,771	1,174,425	328,346	

農業所得率	21.8 %
-------	--------

家族労働者数	2 人
雇用労働者数	5 人

家族労働時間	4,000 hr	1人当たり	2,000 hr
雇用労働時間	8,149 hr		

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
⑩ 交雑肥育 【法人】 3400頭タイプ	<飼養頭数> 肥育牛 3,400 頭 <作付面積> 採草地 = 228.9 ha 飼料用とうもろこし = 176.4 ha <経営面積> 405.3 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクター 農用トラック 農用トラック ベールグリッパー ブロードキャスター スピードプレーヤー 細断式ロールベアラ フロントローダー ミキサーフィーダー スキットローダー 除雪機 ロールカッター ホイールローダー 堆肥攪拌機 <資本装備・建設施設> 肥育舎 堆肥舎 機械庫 飼料庫 バンカーサイロ	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・採草の収穫機械は、4戸共同利用とし経費の削減に努める。 ・パソコンによる経営計画、圃場、家畜管理を行う。 ・草地更新は外部委託とする ・家族労働力 → 主従事者 3人、補助従事者 6人 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	出荷頭数(頭)
繁殖和牛				
肥育牛	交雑	3,400	1	2,376
育成牛				
頭数計		3,400		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	228.9	3,278	7,503,342
飼料用とうもろこし	176.4	5,037	8,885,268
経営面積	405.3	うち借地	0.0 ha

農業所得

分類	頭数	生産高(千円)	経営費(千円)	所得	単価(円)
飼養部門				0	
飼料部門				0	
交雑肥育	2,376	1,391,086	1,414,320	-23,234	585,474
交雑副産物①	2,376	40,670		40,670	17,117
交雑副産物②	8,683	8,310		8,310	957
共通経費			0	0	
合計		1,440,066	1,414,320	25,746	

農業所得率	1.8 %
-------	-------

家族労働者数	3 人
雇用労働者数	6 人

家族労働時間	5,800 hr	1人当たり	1,933 hr
雇用労働時間	11,174 hr		

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
① 交雑種一貫 【法人】 3000頭タイプ	<飼養頭数> 肥育牛 2,100 頭 育成牛 900 頭 <作付面積> 採草地 = 34.0 ha 飼料用とうもろこし = 109.0 ha <経営面積> 143.0 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクター 114PS 81KW~ 乗用型トラクター 135PS 96KW~ 農用トラック ベールグリッパー ブロードキャスター スピードプレーヤー 細断式ローラー フロントローダー 110PS 81KW用 フロントローダー 130PS 96KW用 ミキサーフィーダー スキットローダー 除雪機 家畜運搬車 ホイールローダー 堆肥攪拌機 <資本装備・建設施設> 乾乳牛舎 分娩牛舎 ほ乳牛舎 育成舎 連動スタンション 堆肥舎 堆肥貯蔵 機械庫 飼料庫	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・採草の収穫機械は、4戸共同利用とし経費の削減に努める。 ・パソコンによる経営計画、圃場、家畜管理を行う。 ・草地更新は外部委託とする ・家族労働力 → 主従事者 2人、補助従事者 8人 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	出荷頭数(頭)
繁殖和牛				
肥育牛	交雑	2,100	1	1,500
育成牛	交雑	900		
頭数計		3,000		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	34.0	3,278	1,114,520
飼料用とうもろこし	109.0	5,037	5,490,330
経営面積	143.0	うち借地	0.0 ha

農業所得

分類	頭数	生産高(千円)	経営費(千円)	所得	単価(円)
飼養部門				0	
飼料部門				0	
交雑肥育	1,500	857,377	876,946	-19,569	571,585
交雑副産物①	1,500	25,676		25,676	17,117
交雑副産物②	13,929	13,330		13,330	957
共通経費			0	0	
合計		896,383	876,946	19,437	

農業所得率	2.2 %
-------	-------

家族労働者数	2 人
雇用労働者数	8 人

家族労働時間	4,000 hr	1人当たり	2,000 hr
雇用労働時間	14,276 hr		

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の

第1の4(2)②に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、指標を例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
① 畑作・野菜 20haタイプ	<作付面積> 秋まき小麦 = 6.0 ha 春まき小麦 = 5.0 ha てんさい(直播) = 3.5 ha 大豆 = 4.5 ha かぼちゃ = 1.0 ha <経営面積> 20.0 ha	<個人所有機械> トラクター 75・55ps フロントローダー 55ps用 トラック 2t 軽トラック プラウ 16×2 ロータリーハロー 2.2m カルチベーター 4畦 スプレーヤー 800ℓ サブソイラー 2本爪 ブロードキャスター 600 アップカットロータリ 2.6m ハイパーローター 2.4m スプリングハロー <機械共同利用> マニアスプレッター 5.2m ³ グレンドリル 16条 総合施肥は種機 4条 マルチャー ビートタッパー 4畦 ビートハーベスター 1畦 野菜移植機	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援システムによる雇用確保に努める ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・農作業の共同化による作業時間の短縮を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める ・コンピュータ利用による経営管理を行う ・青色申告の実施 ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類	作付面積 (ha)	単位収量 (kg/10a)	生産量 (kg)
秋まき小麦	6.0	660.0	39,600
春まき小麦	5.0	360.0	18,000
てんさい(直播)	3.5	4,800.0	168,000
大豆	4.5	275.0	12,375
かぼちゃ	1.0	1,800.0	18,000
経営面積	20.0	うち借地 4.5ha	

農業所得

分類	面積 (ha)	販売金額 (千円)	個別所得補償	経営費 (千円)	所得 (千円)
秋まき小麦	6.0	1,604	5,922	3,380	4,146
春まき小麦	5.0	792	2,150	2,781	161
てんさい(直播)	3.5	1,764	1,696	1,748	1,712
大豆	4.5	1,881	1,014	2,003	892
かぼちゃ	1.0	932	0	903	29
共通経費				904	▲ 904
合計	20.0	6,973	10,782	11,719	6,036

農業所得率	34.0 %
-------	--------

家族労働者数	2	人
雇用労働者数	のべ 70	人

労働時間	家族労働時間	2,681 hr	1人当たり	1,341 hr
	雇用労働時間	560 hr		

営農類型	経営規模	生産方式	経営の概要
② 酪農経営 40頭タイプ つなぎ	<飼養頭数> 経産牛 40 頭 育成牛 33 頭 経産牛 1 頭当 乳量 9,500 kg <作付面積> 採草地 = 12.3 ha 飼料用とうもろこし = 11.0 ha <経営面積> 23.3 ha	<資本装備・機械装置> 乗用型トラクター 80PS 59KW～ 乗用型トラクター 100PS 74KW～ 農用トラック フロントローダー マニユアスプレッダー ブロードキャスター トラクター 牛舎管理用 モーアコンディショナー テッター 細断式ロールベアラ <資本装備・建設施設> 成牛舎 育成舎 機械庫 カーフハッチ 乾乳舎 屋根掛け(堆肥舎) 牛舎付設堆肥舎 尿溜 バルククーラー パイプライン バンクリーナー 給餌車 パソコン ロールカッター	・複合経営による所得の向上を図る ・堆肥の有効利用と土壌分析の施肥への活用を図る ・作業機械の効率的利用による機械経費の削減に努める。 ・パソコンによる経営計画、圃場、家畜管理を行う。 ・牧草収穫作業は4戸共同 ・家族労働力 → 主従事者 2人、補助従事者 1人 ・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保に努める ・複式簿記記帳による経営と家計との分離を図る

生産状況

分類(家畜)	区分	飼養頭数(頭)	単位生産(kg/頭)	生産量(kg)
経産牛	牝	40	8,400	336,000
育成牛	牝	33		
頭数計		73		

分類	作付面積(ha)	単位収量(kg/10a)	生産量(kg)
牧草	12.3	3,278	403,194
飼料用とうもろこし	11.0	5,037	554,070
経営面積	23.3	うち借地 4.7 ha	

農業所得

分類	単位	生産高(千円)	経営費(千円)	所得(千円)
生乳	40 頭	34,608	33,562	1,046
個体販売		4,490		4,490
管理部門				0
共通経費				0
合計		39,098	33,562	5,536

農業所得率 14.2 %

家族労働者数	2 人
雇用労働者数	1 人

労働時間	家族労働時間	3,000 hr	1人当たり
	雇用労働時間	192 hr	1,500 hr

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

2. 本町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

就農後の定着に向けては、町が主体となって農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、指導農業者、農業協同組合等と連携・協力して、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを構築する。

また、営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行えるよう、町、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して、農業を担う者の受け入れから定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、**青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、経営体育成支援事業、強い農業づくり総合支援交付金等**の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、**確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、**青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業協同組合、技術や経営ノウハウの習得に

については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

また、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本町の農業の持続的な発展を図るため、第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用（農作業受委託を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備 考
農用地面積の95%程度	

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画のブラッシュアップを通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を推進する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町の地域特性を十分踏まえ、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- ① 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設置することとし、開催に当たってはインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ② 参加者については、農業者、町、農業委員、農業協同組合、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。
- ③ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- ④ 地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業に実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

ただし、特別事情により集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合においては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障の

ない限り、集落営の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2) の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知)参考様式第 6-1 号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況並びに将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農

作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「政令」という。)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に当該するときは(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「施行規則」という。)第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更した後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。

③ 町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は(7)の①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は(7)の①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。
- (8) 農用地利用改善団体の勧奨等
- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地については、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
- (9) 農用地利用改善事業の指導、援助
- ① 町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。
3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進
- 町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。
- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型）西地区（令和9年度～令和14年度）、水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型）東地区（令和10年度～令和14年度）、草地畜産基盤整備事業（草地整備型（道営草地整備）さろま地区（令和9年度～令和13年度）など、各種農業経営基盤整備事業の積極的な活用により、安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第1で掲げた目標や、第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立し、それぞれの機能に応じた役割分担により責任ある取り組みを目指す。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、佐呂間町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めものとし、佐呂間町は、このような協力の推進に配慮する。

5. 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る

(2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、令和〇年〇月〇日から施行する。